

平成29年(ワ)第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件
原告 ●● ●● 外123名
被告 仙台パワーステーション株式会社

証 拠 説 明 書 5

(甲A17～19号証)

平成30年11月6日

仙台地方裁判所第2民事部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 高 橋 春 男

甲号証	標目 (原本・ 写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
A17	環境法 (第3版)	写 H22.8.10	大塚直	環境基準について、目標年次までに達成可能な数値でなければならないとの配慮や経済界からの要請との調整の観点から、純粋な科学的理想値ではなく、やや低いレベルにおかれていると言われていること等。
A18 の1	メール文書	// H30.5.28	被告	平成30年5月19日、原告のうち1名が、被告に対し、毎日の発電出力量を公開することは可能か、不可能な場合はその理由を教えてほしい旨投稿したが、仙台PSは、「毎日の発電電力量については、公表することは考えておりません」として、その理由も何一つ説明していないこと等。
A18 の2	メール文書	// H30.5.19	原告 水戸部 秀利	
A19	メール文書	// H29.7.3	被告	原告のうち1名が、平成29年6月26日、被告に対し、排出煤煙20kg/Hの中の粒径分布、特にPM2.5の比率を質問したにもかかわらず、被告がこれに回答をしていないこと等。